

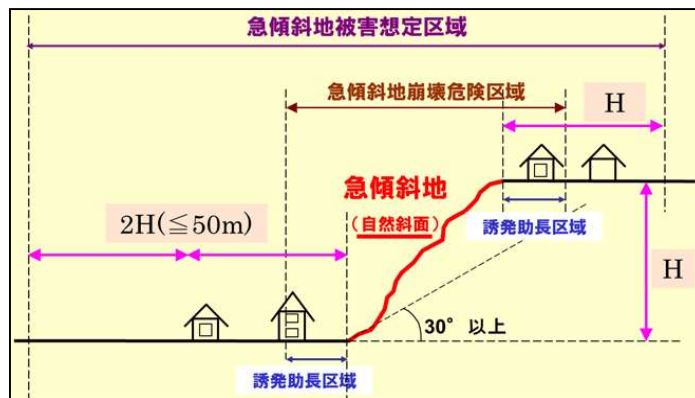
急傾斜地崩壊対策事業の採択要件

県事業の場合

- ・ 傾斜角度が30度以上の土地
 - ・ 急傾斜地（自然斜面）の高さHが10m以上
 - ・ 保全対象（被害想定区域内）の人家が10戸以上ある区域
 - ・ 事業費が7,000万円以上
- ※上記全ての条件を満足する事業

市事業の場合

- ・ 傾斜角度が30度以上の土地
 - ・ 急傾斜地（自然斜面）の高さHが5m以上
 - ・ 保全対象（被害想定区域内）の人家が5戸以上ある区域
- ※上記全ての条件を満足する箇所でも県事業に該当しない事業



採択要件等のイメージ図

☆急傾斜地崩壊対策事業に係る地元の同意条件☆

- ・ 急傾斜地崩壊対策事業の工事用地を無償で提供（寄付）できますか？
- ・ 工事用地の分筆登記のため土地の境界立会いが必要となりますが、関係者全員の立会いが可能ですか？
（関係者の中に行方不明となっている方はいませんか？）
- ・ 工事用地となる土地の部分に抵当権が設定されている場合は、抵当権を解除する同意が必要となりますが、抵当権者の同意が得られますか？
- ・ 関係者全員の事業に対する同意書（実印：印鑑証明書の添付）が取れますか？
- ・ 急傾斜地に家屋が接近している場合は、作業スペースが確保できないため、そのままの状態では工事ができません。このような場合は、急傾斜地の法尻部と家屋との間に概ね1mの間隔を確保するため、家屋所有者の自己負担による家屋の一部切り取り等が必要となりますが、このような対応ができますか？